

通知等

事務連絡
令和2年4月24日

各都道府県

市町村担当課長殿
集落排水担当課長殿
下水道担当課長殿
廃棄物処理・浄化槽担当課長殿

総務省 自治財政局 準公営企業室 課長補佐
農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課 課長補佐
水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 課長補佐
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 課長補佐
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長補佐

「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」の改訂について

「広域化・共同化計画」については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月7日付、総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号）により令和4年度までに策定するようお願いしているところです。また、広域化・共同化計画の策定に向けた参考として、平成31年3月29日付け事務連絡において「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」（以下、マニュアルという。）について通知したところです。

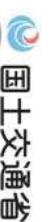
今般、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省の4省が連携して設置した「広域化・共同化検討分科会」における議論を踏まえ、以下の内容等を盛り込み、マニュアルを改訂しました。

- ・広域化・共同化計画の策定にあたっては、広域化・共同化への積極的な取り組みが期待される中核的な都市と周辺都市との連携や、下水道公社、日本下水道事業団などの公的機関、学識経験者等の参画による検討体制が有効であること。
- ・広域化・共同化計画が持続性向上に向けた実効的な計画となっていることを確認するため、広域化・共同化による定量的効果を踏まえて長期的な收支シミュレーションを実施するとともに、その他の定性的な効果を含め、チェックリストによる総合的な評価を行うこと。

各都道府県においては、貴都道府県内の各市町村等に周知するとともに、改訂マニュアルを参考に、引き続き広域化・共同化計画の策定に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000495.html)

下水道工事における土砂崩壊事故 (R2.4.10 静岡県浜松市)



■発生日：令和2年4月10日(金)午前9時30分頃
 ■発生場所：浜松市浜北区新堀
 ■報道：あり

■工事概要：下水管路による掘削工事　開削工 L=434.2m

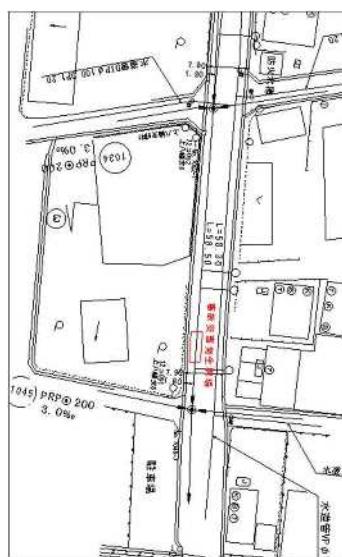
■事故内容：バックホウによる掘削後、作業員2名が深さ1.7mの開口部に入り、低い姿勢でアルミ製腹起し設置作業をしていたところ、背面の土砂が崩壊し、前面の地山との間で挟まれ埋まったことで、1名が死亡し1名が軽傷を負った。

【状況写真】

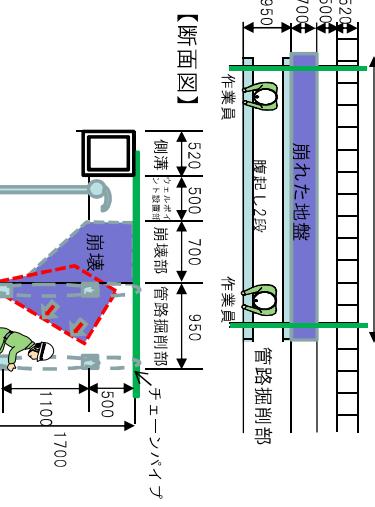


【平面図】
 4000
 520
 500
 700
 950
 崩れた地盤
 管路掘削部
 作業員
 520
 500
 700
 950
 崩壊
 崩壊部
 管路掘削部
 チェーンパイプ
 1100
 1700

【発生場所】



【断面図】



事務連絡 令和2年4月27日

都道府県下水道担当課長
 政令指定都市下水道担当課長
 (上記、各地方整備局経由)
 市町村下水道担当課長
 (上記、各都道府県経由)
 日本下水道事業団事業課長
 都市再生機構下水道担当課長

殿
殿
殿
殿
殿
殿

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部
 下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その2）について (令和2年4月10日静岡県浜松市発注の工事に伴う死亡事故)

本年4月10日、静岡県浜松市発注の開削工法による下水管路の布設工事において、バックホウによる掘削後、作業員2名が深さ1.7mの開口部に入り低い姿勢でアルミ製腹起し設置作業をしていたところ、背面の土砂が崩壊し、前面の地山との間で挟まれ埋まったことで、1名が死亡し1名が軽傷を負うという事故が発生しました（別紙参照）。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

各下水道管理者におかれましては、道路上の下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

事務連絡
令和2年5月20日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 課長補佐

下水道事業における費用便益比の算出について

下水道事業における費用便益比の算出については、「下水道事業における費用便益比の算出について」(平成30年5月14日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長補佐事務連絡)にて連絡しているところですが、令和2年3月31日付け官公会第29901号による社会资本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、改めて連絡いたします。

下水道事業においては、社会资本整備総合交付金等により実施する事業のうち平成29年4月1日以降に事業に着手するものであって、新たに下水道事業に着手する市町村等や事業規模の大きい基幹事業を対象として、費用便益比を算出し、社会资本総合整備計画に記載することとなっております。

対象となる事業や運用上の取り扱いについては、別紙のとおりとなります。

費用便益比の算出に当たっては、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(平成28年12月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部)」等を参考に、適切に実施するよう、お願い致します。

都道府県におかれでは、管内市町村(政令市を除く。)に対し、周知・助言いただくよう、お願い致します。

なお、「下水道事業における費用便益比の算出について」(平成30年5月14日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長補佐事務連絡)は廃止します。

基幹事業名	費用便益比 算出対象の 有無	対象	運用上の取り扱い
7 下水道事業			
(1) 通常の下水道事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に新たに下水道事業に着手する地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 全体計画に位置付けられた事業の事業費の総計 を指す。
(2) 下水道浸水被害軽減総合事業	○		対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、「 下水道浸水被害軽減総合計画 」に位置付けた事業の事業費の総計を指す。
(3) 下水道総合地震対策事業	×		
(4) 合流式下水道緊急改善事業	×		
(5) 都市水害対策共同事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 本事業で実施する下水道施設整備に関する事業費の総計 を指す。
(6) 下水道整備推進重点化事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 重点アクションプランに位置付けた事業の事業費の総計 を指す。
(7) 下水道ストックマネジメント支援制度	×		
(8) 下水道長寿命化支援制度	×		
(9) 下水道広域化推進総合事業	○		対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 本事業で実施する事業費の総計を基本とするが、1つの地方公共団体において複数の箇所で本事業を実施しており、それらを一連の事業として扱うことが不適当な場合はそれぞれの箇所における事業費をそれとして良い。
(10) 下水道リノベーション推進総合事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 本事業で実施する事業費の総計を基本とするが、1つの地方公共団体において複数の箇所で本事業を実施しており、それらを一連の事業として扱うことが不適当な場合はそれぞれの箇所における事業費をそれとして良い。
(11) 新世代下水道支援事業制度	○		対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費は、下記の「型」毎の事業費の小計とする。 (1) 水環境創造事業 (ア) 水循環再生型 (イ) ノボリ点汚漏負荷削減型 (2) 機能高度化促進事業 (ア) 新技術活用型 (イ) ICT活用型

基幹事業名	費用便益比 算出対象の 有無	対象	運用上の取り扱い
(12) 下水道地域活力向上計画策定事業	×		
(13) 下水道民間活力導入促進事業	×		
14 都市水環境整備事業			
(1) 都市水環境整備下水道事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	対象は平成29年度以降に本事業を始める(※)地方公共団体に限る。 1箇所当たりの事業費とは、 本事業で実施する事業費の総額を基本 とするが、1つの地方公共団体において複数の箇所で本事業を実施しており、それらを一連の事業として扱うことが不適当な場合はそれぞれの箇所における事業費をそれとして良い。

※表中、「平成29年度以降に本事業を始める場合」には、既にB／C算出の対象となる基幹事業(対象事業)を実施している場合であっても、対象事業毎にもとめる計画(例：下水道浸水被害軽減総合計画)を新たに策定する場合や、既に実施している対象事業と一緒に事業と見なすことが不適当な場合(それぞれの事業箇所が地理的、空間的に離れている等)も含む。ただし、令和元年度までに下水道エネルギー・イノベーション推進事業でB/Cを算出しているものについては、令和2年度に下水道リノベーション推進総合事業に移行する際改めてB/Cを算出する必要はない。

別添資料1

事務連絡
令和2年5月21日

事務連絡
令和2年5月21日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和2年5月21日）
に伴う工事及び業務の対応について

標記について、別添資料1のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いします。

緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和2年5月21日）
に伴う工事及び業務の対応について

このたび、令和2年5月21日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、施工中の工事及び測量・調査・設計等の業務における対応につきましては、「緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について」（令和2年5月15日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願ひします。

また、国土交通省直轄事業において、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除（令和2年5月21日）後における工事及び業務の対応について、別添のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドラインも参考に、適切なご対応をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願ひします。

【別添】

事務連絡
令和2年5月21日

大臣官房官庁營繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	營繕部長	殿
北海道開発局	港湾空港部長	殿
	事業振興部長	殿
各地方航空局	營繕部長	殿
	総務部長	殿
	空港部長	殿
国土技術政策総合研究所	保安部長	殿
	総務部長	殿
国土地理院	管理調整部長	殿
	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁營繕部管理課長
大臣官房官庁營繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除（令和2年5月21日）後
における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月14日に緊急事態宣言が39県において解除されたことに加え、令和2年5月21日に京都府、大阪府及び兵庫県においても解除された。緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）に、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官總第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号。

号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2）に取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が解除された地域は、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、当該地域における工事等の対応について、4月7日通達のI 2、I 3及びII並びに4月20日通達に基づき、遗漏なきよう措置されたい。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について）（令和2年5月14日付け国土建第18号。別紙3）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^注において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ
<https://corona.go.jp/>

別紙1

国 地 契 第 1 号
国 官 技 第 6 号
国 営 管 第 12 号
国 営 計 第 1 号
国 港 総 第 16 号
国 港 技 第 3 号
国 空 予 管 第 15 号
国 空 空 技 第 5 号
国 空 交 企 第 3 号
国 北 予 第 1 号
令 和 2 年 4 月 7 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局 総 务 部 長 殿
企 画 部 長 殿
営 繕 部 長 殿
港 湾 空 港 部 長 殿
事 業 振 興 部 長 殿
営 繕 部 長 殿
總 务 部 長 殿
空 港 部 長 殿
保 安 部 長 殿
總 功 部 長 殿
管 理 調 整 部 長 殿
總 功 部 長 殿

国土交通省
大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 功 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネ ッ ト ワ ク 部 空 港 技 術 課 長
航 空 局 通 交 管 制 部 通 交 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染

症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記の通り取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号)、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管第422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号)及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」(令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号)
(以下「旧通知」という。)は廃止する。

記

1. 既契約の工事及び業務

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の

国官総第12号
国地契第5号
国官技第19号
国営管第49号
国営計第9号
国港総第62号
国港技第9号
国空予管第47号
国空空技第13号
国空交企第12号
国北予第3号
令和2年4月20日

感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1.に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知I.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知I.に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知I.に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ・ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
	事 業 振 興 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
	総 務 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 公 共 事 業 調 査 室 長
大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネ ッ ト ワ イ ル ク 部 空 港 技 術 課 長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月7日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号、別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

<共通仮設費>

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

※5月21日付け事務連絡の本文、別添ではございません

「緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和2年5月21日）に伴う工事及び業務の対応について」の別添「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除（令和2年5月21日）後における工事及び業務の対応について」の別紙3の送付については、データ容量の関係で省略させていただきます。

なお、別添のPDFデータにつきましては、以下のURLに掲載しております。

【新型コロナウイルス感染症対策】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

必要であれば上記の
「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について（令和2年5月14日付）を参照願います。

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課長

下水道の施設浸水対策の推進について

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生している。令和元年東日本台風では、河川からの氾濫や内水氾濫の発生により下水道施設が浸水し、市民生活に多大な影響を与えることになった。

ついては、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、別紙のとおりハード・ソフトによる施設浸水対策の考え方をとりまとめたので、この内容を踏まえて、施設浸水対策を確実に実施するようお願いする。

具体的には、「下水道BCP策定マニュアル2019年版（地震・津波、水害編）」に基づき、令和2年度中に施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、これらのうち、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定し、その内容に沿って順次耐水化を進めるようお願いする。

なお、都道府県におかれでは、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いする。

下水道の施設浸水対策の基本的な考え方

①耐水化の対象外力の設定

○ハード・ソフトによる下水道施設の浸水対策については、以下の方針により実施する。

- ・下水道施設のハード対策（耐水化）において目標とする浸水深（以下「対策浸水深」という。）は、施設の供用期間等を踏まえ、中高頻度の確率（1/30～1/80程度）で発生する河川氾濫等を想定して設定することを基本とし、影響人口の大小や応急復旧の難易など被災時のリスクの大きさを踏まえ、下水道管理者が決定する。なお、対策の実施にあたっては、堤防等の整備進捗状況等を踏まえ、その必要性を判断する。
- ・対策浸水深より大きな浸水深に対しては、BCPによるソフト対策によって「下水道機能の迅速な回復」を目指す。

②効率的・効果的な対策手法

○対策浸水深や重要設備の配置、構造物の構造等を踏まえ、電気設備の上階への移設や防水仕様の設備への更新、建物全体の耐水化、重点区画の耐水化を適切に組み合わせ、効率的、効果的に対策を進める。

○この際、必要な機能確保のため、燃料タンクや燃料移送ポンプ等の補機類を含めて耐水化を実施する他、ポンプ等の継続的な運転に支障がないよう沈砂池等の覆蓋の流出防止対策を講じることが重要である。また、ハンドホール等の各種貫通孔や管廊からの浸水防止等にも留意する。

③段階的な対策の進め方

○被災時のリスクの大きさや設備の重要度に応じて、段階的に耐水化を推進し、災害時における必要な下水道機能を確保する。具体的には、以下のように対策を進める。

- ・地方公共団体は、令和2年度中に施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、リスクの高い下水道施設の耐水化について、対策浸水深や対策スケジュール等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定する。
- ・耐水化計画に定める対策スケジュールについては、5年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了し、揚水機能を確保するとともに、10年程度で余剰汚泥ポンプ等の耐水化を完了し、沈殿機能を確保することを基本とする。

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官

出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生している。令和元年東日本台風では、河川から下水道施設への逆流や降り続いた雨を下水道から河川に排出できなかったことによる家屋等の浸水被害が発生した。

については、これらの浸水被害の最小化を図るため、下記のとおり出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方をとりまとめたので、既に出水時における樋門等の操作要領等を定めている施設については、地域の実情等に応じ、この内容を参考に、操作要領等の点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、適切な措置を講ずるようお願いする。

また、出水時における樋門等の操作要領等を定めていない施設については、地域の実情等に応じ、この内容を参考に、操作要領等を作成するようお願いする。

なお、都道府県におかれでは、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いする。

記

1. 出水時における下水道施設の樋門等操作については、水位・流向等の情報を活用することを基本とする。
2. 樋門等上流側の水位（内水位）、樋門等下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、樋門等操作を行うことを基本とする。

例えば、外水位が、逆流した場合に内水被害発生が予見される水位（例：堤内最低地盤高）以上の場合、以下の操作を行うことなどが考えられる。

- ・逆流が始まるまでは樋門等のゲートを全開
 - ・逆流が始まったときは樋門等のゲートを全閉
- ※逆流の確認が必要な場合（河川が水位上昇期であり、内外水位が同じ若しくはほぼ平衡する状態が続き、施設地点での水の流れが弱く判断が難しい場合）は、一旦ゲートを全閉して外水位、内水位のどちらの水位が高くなるか確認する。
- ・逆流防止のために樋門等のゲートを全閉している場合において、外水位が下がり、内水位が外水位より高くなったときは、これを全開

3. 樋門等操作に当たっては、内外水位に急激な変動を生じさせないように留意するものとする。

事務連絡

令和2年6月2日

各都道府県下水道担当課長 殿

各政令指定都市下水道担当部長 殿

(各地方整備局等経由)

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付
流域下水道計画調整官

下水再生水等の活用の推進について

下水道は都市内の汚水、雨水を集約しており、その処理水（下水再生水）や雨水を用途に応じた水資源として活用することにより、健全な水循環の維持、回復や資源の有効活用に貢献することができます。また、近年取水制限が行われた地域では渇水問題が顕在化しており、下水再生水の活用が期待されていると考えられます。

このため、下記に注意の上、下水再生水等の一層の活用を推進していただくようお願いします。

各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村（政令市を除く）に対して、この旨周知方よろしくお願いします。

記

1. 「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を踏まえ、下水再生水や雨水利用の積極的な活用に努めること。この際、多くの関係者及び市民への広報に努力するとともに、下水再生水等の水質及び水質に応じた利用用途などの利用上の注意について適切に周知されるよう十分に配慮すること。

2. 特に近年、取水制限が行われている地域等では、より一層、下水再生水の供給等に努めること。その際、実際に渇水が発生してから対応するのではなく、日頃から関係者と情報を共有し、下水再生水の供給可能箇所や供給方法等に関する積極的な周知を図ること。また、平成29年に国土交通省が公表した「渇水時等における下水再生水利用事例集」を参考に、下記の点についても留意の上、既存の再生水の場内利用設備の一般への開放などできるだけ短期間で対応可能な暫定的な再生水供給方法についても検討すること。

- ・場内の安全の確保（場内交通、取水時の転落防止等）
- ・取水者・取水量等の記録
- ・取水ポンプや電源の確保（場内にない場合は取水者が自ら持参する旨を通知）
- ・再生水水質、用途の目安の提示、飲用不可であることを明示
- ・取水時や再生水利用時の事故等の責任の明確化
- ・既存の協定等（河川維持用水等）に抵触しないことの確認
- ・恒常的に再生水の供給を行う場合は吐口調査等の事業計画の変更が必要

（参考）

■下水処理水の再利用水質基準等マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040422/05.pdf>

■渇水時等における下水再生水利用事例集

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000529.html



市民への配布（給水施設の設置）



道路・公園等の樹木等への散水



工事現場等の清掃用水



農業用水



消防用水

国水下企第15号
国水下事第15号
国水下流第11号
令和2年6月2日

各都道府県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部長
(公印省略)

出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について

出水期における下水道施設の管理等については、都市浸水被害の軽減のため、平成27年に水防法及び下水道法の改正を行ったところであり、関係部局等とも連携を図りつつ、下記事項及び「出水対策について」(令和2年6月2日付け国水防第23号)に留意の上、遺漏のないよう、お願いしたい。

また、令和元年東日本台風をはじめ近年頻発する豪雨等による甚大な被害の発生を受け、現在検討を進めている「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」の議論を踏まえて通知した、「下水道の施設浸水対策の推進について」(令和2年5月21日付け国水下事第13号)及び「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について」(令和2年5月26日付け国水下流第5号)に基づき、施設浸水対策の推進に向けたBCPの見直しや耐水化計画の策定及び出水時における樋門の操作要領等の作成や見直しを実施されたい。

なお、今般の新型コロナウィルス感染拡大防止のため、感染症の発生状況や感染予防に関する事項を踏まえ、必要な取組を実施されたい。また、所管施設等の管理や災害対応等の業務に従事する職員及び契約業者の従業員等の新型コロナウィルス感染防止策に万全を期すとともに、下記事項のうち、関係機関が参画する会議や訓練等の実施に当たっては、新型コロナウィルス感染拡大防止や参加者の安全確保を最優先に考え、必要があれば、延期や中止について検討されたい。

なお、この旨管内市区町村（政令指定都市を除く）にも周知願いたい。

記

1. 下水道施設の管理について

(1) 雨水を排除するための下水道施設（管きよ、ます、マンホール、樋門・樋管、伏越し、雨水調整池及びポンプ場・処理場）については、施設の損傷の有無の確認等に加え、次の諸事項に留意の上、点検及び整備を行い、雨水排除に支障が予想される場合には、速やかに土砂の除去その他適切な措置を講ずるよう願いたい。特に昨年度は、樋管のゲートが老朽化により脱落した事例や自家発電設備が適切に作動しなかった事例が見受けられたところであり、関係施設の保守、点検や修繕等について十分に留意されたい。

また、近年の災害による応急対策箇所については、その対策が十分であるか再度点検を行うとともに、通常時と異なる状況を踏まえた出水時の体制を確保するなど万全な対応を図られたい。

なお、道路側溝、水路等の下水道以外の雨水排除に係る施設についても、管理者と連携の上、適切に対応願いたい。

ア. 管きよ

- ・土砂等の堆積状況

イ. ます

- ・落葉、ごみ等の付着状況
- ・土砂等の堆積状況

ウ. マンホール

- ・蓋と枠の連結部（蝶番等）の劣化状況

エ. 樋門・樋管

- ・ゲートの開閉に係る不具合状況

オ. 伏越し

- ・土砂等の堆積状況

カ. 雨水調整池

- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況
- ・機能に影響を与える土砂等の堆積状況
- ・安全柵等の損傷状況

キ. ポンプ場・処理場

- ・ポンプ及び自家発電設備の作動状況
- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況
- ・燃料備蓄の状況

(2) 低地に設置されている処理場、ポンプ場については、想定浸水高さや既往最高内水位、堤防高を考慮の上、所定の耐水性が確保されているか点検するとともに、浸水のおそれがある場合には、機器等の設置高さの変更や扉の水密化、沈砂池からの溢水等により施設内への雨水等が浸入しうる経路の遮断など、浸水に対応できる構造とされたい。また、

災害時において、下水道施設が浸水するおそれがある高まったときには、止水板や大型土嚢などにより迅速に浸水防止の措置を講ずるよう願いたい。

なお、ハード・ソフトによる施設浸水対策の実施については、「下水道の施設浸水対策の推進について」に基づき、「下水道BCP策定マニュアル2019（地震・津波、水害編）」を参考に、施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を策定し、順次耐水化を進めるよう願いたい。

- (3) 施設の浸水時や広域・長期停電における燃料供給体制（自家発電設備などを含む）について、発災後72時間の業務継続が可能となるよう努めるとともに、速やかな応急復旧対応を図るための資機材の配備など必要な措置を講ずるよう願いたい。
- (4) 短時間での大量の雨水流入による急激な水位上昇時にもポンプやゲート等を確実に操作できるよう、操作手順の再確認、訓練・研修の実施等の措置を講ずるよう願いたい。
- なお、出水時における下水道施設の樋門等の操作については、河川からの逆流や内水等による浸水被害の最小化を図るために、「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について」に基づき、既に出水時における樋門等の操作要領等を定めている施設については、地域の実情等に応じ、操作要領等の点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、適切な措置を講ずるよう願いたい。また、出水時における樋門等の操作要領等を定めていない施設については、地域の実情等に応じ、操作要領等を作成するよう願いたい。
- (5) 下水道施設に被害が発生した際、迅速な被害状況の把握や、復旧方法の検討に活用できるよう、設計図書の適切な保管を徹底されたい。

2. 豪雨時における体制確保等について

- (1) 迅速に初動体制を整えるため、事前に緊急時における職員や契約業者の従業員等の配置体制（特に、夜間・休日の配置体制）を確認するとともに、複数の気象情報提供機関からの降雨予測データを活用するなど、気象情報の収集に努めるよう願いたい。
- (2) 豪雨時には、浸水被害が予想される地区の巡回等により、状況の早期把握に努めるよう願いたい。また、その際には防災事務に従事する者の安全確保に留意願いたい。
- (3) 豪雨後には、速やかに浸水被害の有無やその程度、下水道施設の被災の有無やその程度等を十分に把握願いたい。また、浸水被害や下水道施設の被災がある場合は、適切な対応を図るとともに、「都市浸水被害の報告について」（令和2年4月1日付け事務連絡）及び「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」（平成31年4月1日付け事務連絡）に基づき、速やかに報告されたい。
- (4) 発災後の調査、応急復旧等にあたっては、被災した地方公共団体の体制だけでは困難な場合があることから、他の地方公共団体連携した支援・受援体制の構築や、民間企業等との協定締結など、適切な対応を図られたい。なお、大規模な被災に伴う段階的な応

急復旧など技術的な支援の実施について、下水道分野においてもTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置しているので活用されたい。

3. 水防体制の強化について

- (1) 豪雨時に、人員及び水防資機材の動員、情報の収集、緊急連絡、適切な水防工法の実施等が迅速かつ効果的に行えるよう、関係機関等と十分情報交換をするよう願いたい。
- (2) 水防資機材の点検整備又は手配方法の確認を十分行い、緊急事態に備えるとともに、危険度の高い地域においては、排水ポンプ車や仮設ポンプの準備等の措置を講ずるよう願いたい。
- (3) 病院や地下街等の施設の浸水を防止するため、施設管理者が取組む止水板設置などの対策について、下水道浸水被害軽減総合事業を活用するなど、支援の充実を願いたい。
- (4) 企業等の浸水被害軽減や早期の業務再開に資するBCP作成を支援するため、必要な防災情報の提供に努めるよう願いたい。
- (5) 平成27年に改正した水防法において、内水に係る下水道施設の水位情報の通知・周知制度、想定される最大規模降雨に対応する浸水想定区域制度を創設しており、地下街等が発達している区域に存する排水施設等については、検討の上、速やかに、水位周知下水道へ指定するとともに、その浸水想定区域の指定・公表を行うよう願いたい。
- (6) 出水期前を基本に関係機関と実践的な訓練を実施するとともに、得られた課題に対しては改善を図るよう願いたい。

4. 地域住民等への防災情報の提供、防災意識の啓発について

- (1) 過去に甚大な浸水被害が発生した地区などを有する、内水ハザードマップの早期作成が必要な市区町村については、重点的に内水ハザードマップの作成を進めるよう願いたい。また、既に作成済みの市区町村においても、作成後の降雨状況等を踏まえ、適切に内水ハザードマップを見直すよう願いたい。
- (2) 雨量、管きょ内水位、ポンプ運転状況等の情報の把握・提供に係るシステム等の整備に努めるとともに、住民や地下街等の重要な施設の管理者への情報提供を充実するよう願いたい。
- (3) 過去の水害を事例に、防災教育や防災訓練を実施するなど、住民自らが浸水リスクを適切に理解できる取り組みを行うよう願いたい。
- (4) 豪雨時に発現した下水道施設の整備効果については、住民への速やかな情報提供に努めるよう願いたい。
- (5) 大規模な水災害が発生する場合も想定し、発災前の段階における防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施するため、時間軸に沿ったタイムライン（時系列の防災行動計画）等を事前に準備するなど、関係機関等との連携の強化を図られたい。

5. 地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水対策について

地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水は、電気施設の停電や地下空間の天井までの冠水による人的被害の発生等、大きな被害を生じるおそれがあることから、「地下街・地下鉄及び接続ビル等における内水に係る防災・減災対策の推進について」(平成27年8月27日国水下流第40号)において、地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者等と連携して次のこと努めるよう通知しているが、引き続き十分な対応を図られるよう願いたい。

- (1) 避難確保計画・浸水防止計画の作成及び公表の支援
- (2) 地下空間の浸水に対する危険性の事前周知及び啓発
- (3) 地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者への管きょ内水位の情報等の的確かつ迅速な伝達
- (4) 防災体制の確保
- (5) 地下空間への雨水流入の防止等浸水被害軽減対策の推進

6. 出水期間中の工事等について

- (1) 雨水が流入する下水道管きょ内における工事、調査及び維持管理作業等（以下「管きょ内工事等」という。）については、出水期間中は極力避けるものとし、出水期間中にやむを得ず管きょ内工事等をする場合には、事故防止対策を十分講ずるとともに、管きょ内水位の急激な上昇のおそれがあるような場合には速やかに管きょ内工事等を中止する等の措置を講ずるよう願いたい。なお、現場特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定や迅速に退避するための対応等について、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」にとりまとめているので、参考にされたい。
- (2) 工事等の実施にあたっては、工事仮設物が河川等の洪水流下機能を阻害するなどにより、浸水被害を助長することがないよう留意するとともに、突風等に対しては足場、仮囲い、工事看板等の飛散防止の措置を徹底するよう願いたい。

7. 都道府県知事による重大な浸水被害を防止するための指示について

都道府県知事は、公衆衛生上重大な危害が生じるような浸水被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、下水道法第37条第1項の規定に基づき、下水道管理者に対し必要な指示を行うことができることに留意し、適切に対応願いたい。

＜参考資料＞

- ・「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000659.html
- ・「下水道B C P策定マニュアル 2019年版（地震・津波、水害編）」
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001342056.pdf>
- ・「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000021.html

以 上

事務連絡
令和2年6月4日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO.227について
(令和元年度とりまとめ)

1. 人身事故(別紙1)

(1) 維持管理作業

令和2年3月は1件(死亡:0件、負傷:1件)の事故報告があり、令和元年度の合計は36件(死亡:0件、負傷:36件)となりました。平成30年度の合計と比べると1件の減となっています。

3月の負傷事故は、最終沈殿池汚泥搔き寄せ機の駆動チェーン交換作業中、緩んだチェーンを張るために、スプロケットからチェーンを持ち上げて送っていたところ、左手小指先端をスプロケットとチェーンに挟まれた事故でした。

(2) 工事

令和2年3月は11件(死亡:0件、負傷:11件)の事故報告があり、令和元年度の合計は94件(死亡:7件、負傷:87件)となりました。平成30年度の合計と比べると11件の増となっています。

令和元年度に発生した死亡事故は、はさまれ・巻き込まれが4件、墜落・転落が2件、土砂崩壊が1件です。発注者においては、引き続き、元請業者を通じて下請業者に対しても、誘導員や監視者の適切な配置、墜落制止用器具(安全帯)の確実な使用や開口部における転落防止措置、作業手順に基づくKY活動の実施など、安全管理に努めるよう指導していただくとともに、安全パトロールの継続的な実施により、受注者の安全管理に対する意識改革を促進し、下水道工事現場における事故の未然防止をお願いします。

2. 水質事故等(別紙2)

令和2年3月は1件(水質事故:1件、その他案件:0件)の事故報告があり、令和元年度の合計は41件(水質事故:37件、その他案件:4件)となりました。平成30年度の合計と比べると11件の減となっています。

3月の事故は、特定事業場から基準を超過する汚水が流出した事案でした。

4月を迎える年度(令和2年度)となりましたが、6月4日現在すでに3件の死亡事故(4月2件、5月1件※全て工事事故)が発生しております。各下水道管理者におかれましては、基本的な安全管理について改めて実施状況の確認を行うとともに、現場作業に従事する全ての作業者への注意喚起を徹底し、事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いします。

HP : http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_00005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いします。

HP : http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

※ 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について、経済産業省から協力依頼がありましたので、参考に送付させていただきます。

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故担当)

高橋 : takahashi-h8320@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428(直通) FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事事故担当)

大山 : ooyama-y2rs@mlit.go.jp

村山 : murayama-m2et@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431(直通) FAX: 03-5253-1597

令和元年度
下水道に関する人身事故発生状況について
(令和2年3月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1. 人身事故発生状況(総括)
(令和2年3月末現在)

(単位:件)

		令和元年度														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの集計	合計	
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	1 (3)	1 (3)	1 (2)	3 (4)	1 (4)	1 (4)	5 (3)	5 (4)	5 (3)	5 (2)	7 (3)	1 (2)	36 (37)	36 (37)	
	合計	1 (3)	1 (3)	1 (2)	3 (4)	1 (4)	1 (4)	5 (3)	5 (4)	5 (3)	5 (2)	7 (3)	1 (2)	36 (37)	36 (37)	
	累計	1 (3)	2 (6)	3 (8)	6 (12)	7 (16)	8 (20)	13 (23)	18 (27)	23 (30)	28 (32)	35 (35)	36 (37)	-	-	
工事	1. 死亡事故	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (2)	0 (0)	7 (2)	7 (2)	
	2. 負傷事故	4 (3)	4 (4)	3 (5)	7 (14)	6 (4)	4 (5)	15 (6)	9 (10)	9 (9)	5 (9)	10 (9)	11 (3)	87 (81)	87 (81)	
	合計	4 (3)	5 (4)	3 (5)	7 (14)	6 (4)	5 (5)	15 (6)	10 (10)	10 (9)	7 (9)	11 (11)	11 (3)	94 (83)	94 (83)	
	累計	4 (3)	9 (7)	12 (12)	19 (26)	25 (30)	30 (35)	45 (41)	55 (51)	65 (60)	72 (69)	83 (80)	94 (83)	-	-	
合計	1. 死亡事故	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (2)	0 (0)	7 (2)	7 (2)	
	2. 負傷事故	5 (6)	5 (7)	4 (7)	10 (18)	7 (8)	5 (9)	20 (9)	14 (14)	14 (12)	10 (11)	17 (12)	12 (5)	123 (118)	123 (118)	
	合計	5 (6)	6 (7)	4 (7)	10 (18)	7 (8)	6 (9)	20 (9)	15 (14)	15 (12)	12 (11)	18 (14)	12 (5)	130 (120)	130 (120)	
	累計	5 (6)	11 (13)	15 (20)	25 (38)	32 (46)	38 (55)	58 (64)	73 (78)	88 (90)	100 (101)	118 (115)	130 (120)	-	-	

※下段()書きは前年度(平成30年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

令和元年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和2年3月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

[内訳]

[総括]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	1 (4)	2 (6)	3 (2)	5 (9)	7 (3)	1 (8)	5 (4)	6 (4)	3 (3)	1 (5)	6 (3)	1 (1)	41 (62)
累計	1 (4)	3 (19)	6 (12)	11 (21)	18 (24)	19 (32)	24 (38)	30 (40)	33 (43)	34 (46)	40 (51)	41 (52)	- -

水質事故等発生状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 都道府県	1 (1)	0 (1)	1 (0)	2 (4)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (3)	0 (0)	1 (3)	3 (1)	0 (1)	10 (16)
2. 政令市	0 (0)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	4 (1)	0 (7)	3 (2)	1 (1)	2 (2)	0 (2)	2 (1)	1 (0)	12 (72)
3. 一般市	0 (3)	1 (3)	1 (0)	2 (4)	4 (1)	0 (7)	3 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	17 (26)
4. 町村	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	1 (4)	2 (6)	3 (2)	5 (9)	7 (3)	1 (6)	5 (4)	6 (4)	3 (3)	1 (5)	6 (3)	1 (1)	41 (62)
1. 管渠	0 (1)	0 (4)	2 (1)	1 (3)	1 (0)	0 (2)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	11 (19)
2. マンホール	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	4 (6)
3. 処理場	1 (2)	1 (1)	0 (1)	2 (4)	2 (0)	1 (3)	2 (2)	3 (2)	0 (0)	1 (2)	3 (2)	1 (0)	17 (19)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
5. その他	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (1)	0 (2)	2 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	9 (7)
合計	1 (4)	2 (6)	3 (2)	5 (9)	7 (3)	1 (8)	5 (4)	6 (4)	3 (3)	1 (5)	6 (3)	1 (1)	41 (62)
1. 下水道管理者(委託先含む)	1 (0)	1 (3)	2 (2)	1 (4)	3 (0)	0 (1)	0 (1)	3 (2)	1 (0)	0 (1)	3 (2)	0 (1)	15 (17)
2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	3 (1)	1 (1)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	11 (9)
3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (2)	1 (1)	1 (0)	3 (4)	3 (2)	0 (7)	2 (2)	2 (1)	0 (3)	1 (3)	2 (1)	0 (0)	15 (26)
合計	1 (4)	2 (6)	3 (2)	5 (9)	7 (3)	1 (8)	5 (4)	6 (4)	3 (3)	1 (5)	6 (3)	1 (1)	41 (62)
① 惠賀下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (3)
② 惠賀下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
③ 惠賀下水の流入(放流水質が基準不適合)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (1)	0 (0)	3 (7)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (5)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	0 (2)	1 (4)	2 (2)	1 (4)	3 (0)	1 (3)	1 (1)	3 (2)	1 (2)	0 (2)	2 (2)	0 (1)	15 (25)
⑥ その他事故(①)～(⑤以外の事故)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (2)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (2)
水質事故 合計	0 (2)	2 (6)	3 (2)	5 (7)	6 (1)	1 (7)	5 (4)	4 (4)	3 (2)	1 (4)	6 (3)	1 (1)	37 (43)
その他案件	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (2)	0 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (9)
水質事故等 合計	1 (4)	2 (6)	3 (2)	5 (9)	7 (3)	1 (8)	5 (4)	6 (4)	3 (3)	1 (5)	6 (3)	1 (1)	41 (52)
状況	① 蓄用年数経過	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	6 (5)
分類	② 蓄用年数以内	0 (2)	0 (2)	1 (0)	0 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (12)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	1 (2)	0 (2)	1 (1)	0 (3)	1 (2)	0 (2)	0 (0)	3 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (1)	0 (0)	10 (17)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の異常または、設備の故障によるものを集計する。

※()内書きは、前年度(平成30年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

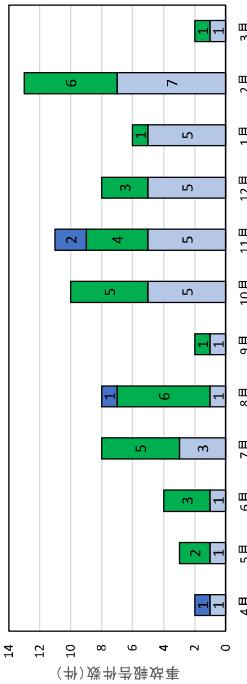
水質事故等情報データベース

NO.	発生年月日	事業主体		発生施設	事故情報		事故概要	事故概要・対応
		事業場	不適合		事故類型	不適合		
3月								
1	R2.3.25	3.一般市	処理場	水質事故	①悪質下水の流入、放流水質が基準に超過する汚水が流出。放流水を分析した結果、特定事業場の除害施設出口において、ジオキサン26mg/Lを検出した。	特定事業場から基準を超過する汚水が流出。放流水を分析した結果、特定事業場の除害施設出口において、ジオキサン26mg/Lを検出した。	施設からの放流水を停止した後、塩素湿和池から希釈して放流水を再開。	事故への対応

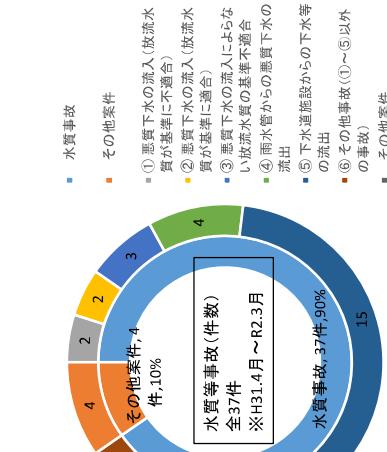
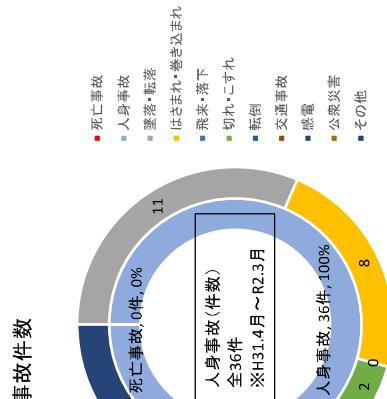
(参考)
H30
年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身事故(死亡事故)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人身事故(負傷事故)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	37
水質事故	0	2	3	5	6	1	5	4	3	1	6	1	43
その他案件	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	4
合計	2	3	4	8	8	2	10	11	8	6	13	2	77

○令和元年度に国土交通省へ報告のあった維持管理事故件数



令和元年度の月毎の事故発生件数

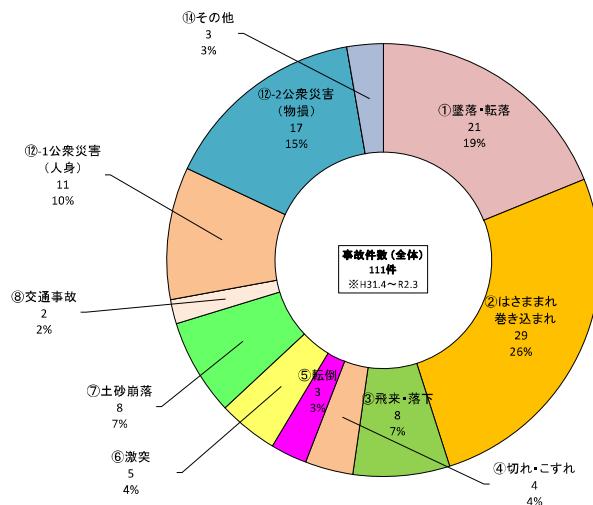
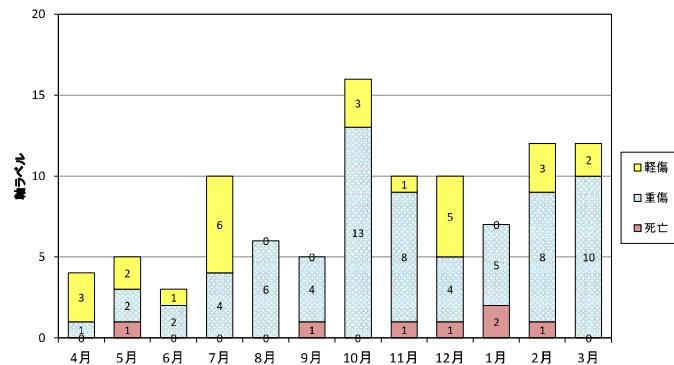


○令和元度に国土交通省へ報告のあった工事事故者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7
重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67
軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26
合計	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100

(参考)

H30年度
2
70
19
91

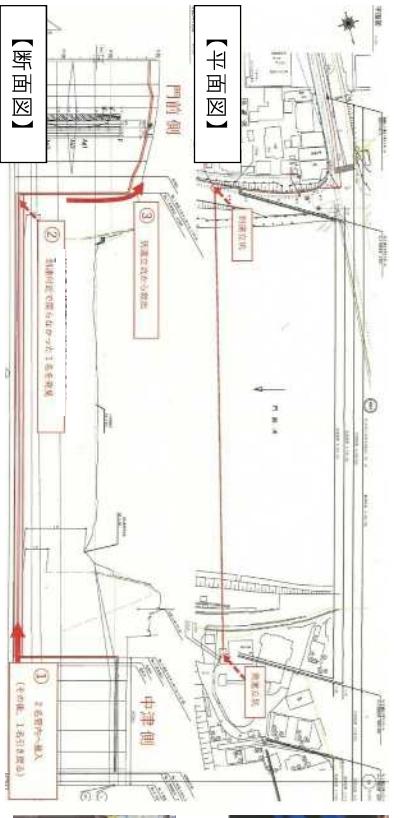


下水道工事におけるその他（硫化水素）事故（R2.5.11 山口県岩国市）



■発生日：令和2年5月11日(月)午前8時40分頃 (想定)
■発生場所：山口県岩国市
■報道：あり
■工事概要：推進工 $L=233.3m \Phi 800$ 、立坑工 2箇所

事故内容：出来高管理写真撮影のため、作業員A、Bの2名が発進側（中津町側）立坑から管内へ進入。作業途中、異常を感じたBがAに発進側に避難するよう促し避難したが、その後Aが避難してこないため、作業員B、Cがガス検知器で安全を確認し到達側（門前町側）立坑から、作業員Dが発進側（中津町側）立坑から救出に向かったところ、到達側から約2.4mの位置でAを確認、救急搬送されたが、急性硫化水素中毒による肺水腫により死亡した。また、救出に向かった作業員C、Dに加え、現場周辺の屋外で作業をしていた市民が気分不良を訴え病院へ搬送されたが、命に別状はなかった。



事務連絡
令和2年6月4日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿 殿 殿 殿 殿 殿

国土交通省水管・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その3）について (令和2年5月11日山口県岩国市発注の工事に伴う死亡事故)

本年5月11日、山口県岩国市発注の推進工法による下水管路の布設工事において、写真撮影のために管内に進入した作業員1名、救出のため管内に進入した作業員2名の計3名が救急搬送され、うち1名が急性硫化水素中毒による肺水腫により死亡するという事故が発生しました（別紙参照）。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

各下水道管理者におかれましては、「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書（平成14年4月）」等を参考に、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただけようお願いします。

流域治水プロジェクトに関する取組の進め方

以下を基本として、「流域治水協議会」（以下、協議会）を設置のうえ、「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、関係地方公共団体等と連携して取組を進める。

1. 協議会の趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

2. 協議会の設置

各一級水系において、水系ごとに設置することを基本とする。ただし、円滑な協議の実施や構成員となる地方公共団体等の負担の軽減等の観点から、複数のブロックに分割して設置することや、既に設置されている「大規模氾濫減災協議会」、「流域総合治水対策協議会」等の枠組みを活用することなども検討の上、地域の実情に応じて適切に設置する。

協議会の名称は、既存の協議会の名称を用いるなど、「流域治水協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定する。

3. 協議会の構成員

関係する河川管理者、下水道管理者、都道府県、市区町村を基本とし、必要に応じて、流域治水対策に関係する企業（利水ダム管理者等）等を追加する。

4. 協議会での取組事項

(1) 流域治水プロジェクトの策定・公表

気候変動への水害リスクへの増大に備え、令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した7水系において推進している「緊急治水対策プロジェクト」を参考に、戦後最大規模の洪水などの具体的な目標を設定し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を共有、検討のうえ、以下内容の記載を基本とした水系ごとの流域治水プロジェクトを、令和2年度末までに策定し、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知する。

1) 河川に関する対策

国や都道府県等の河川整備計画に基づき進められている河川整備やダム建設の状況等を確認・点検し、記載する。

2) 流域に関する対策

以下の事項を参考に、流域の特性に応じて、これまでの取組の状況等の共有のほか、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する具体的な施策を検討し、記載する。

北海道開発局
事業振興部長 殿
建設部長 殿
各地方整備局
建設部長 殿
河川部長 殿

国水河計第16号
国水環第26号
国水治第30号
国水下事第19号
国水下流第12号
令和2年6月10日

水管理・国土保全局
河川計画課長
河川環境課長
治水課長
下水道部
下水道事業課長
流域管理官
(公印省略)

流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであります、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されています。

このような水害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となつて行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要である。

については、各一級水系において、別紙により、「流域治水協議会」を設置のうえ、流域全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進されたい。

また、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対して、本通知を周知されたい。

- ① 下水道に関する対策
 - ・雨水貯留施設、排水施設の整備、施設の耐水化等
- ② 流出抑制に関する対策
 - ・防災調整池等の雨水貯留・浸透施設の整備
 - ・民間事業者や住民による流出抑制対策（建物内貯留や各戸貯留等）への支援
 - ・自然地の保全
- ③ 土地利用や住まい方に関する対策
 - ・災害危険区域の指定や、土地利用規制・誘導
 - ・家屋移転、宅地かさ上げ等への支援
- ④ 浸水拡大抑制に関する対策
 - ・盛土構造物の保全、二線堤の整備
- ⑤ 利水ダムに関する対策
 - ・事前放流の実施及び洪水貯留のための放流管等の整備

3) 避難・水防等に関する対策

情報伝達、避難計画、水防に関する事項等、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、記載する。

(2) フォローアップ

流域治水プロジェクト策定後は、毎年協議会等を開催するなどして、対策の実施状況を確認する。また、情勢の変化に対応して必要に応じて見直しを行うこと。

5. 留意事項

令和2年5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」が全ての都道府県において解除されたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等の方針が示されたところである。

本協議会の実施にあたっては、WEB会議システム等を最大限活用するなど、適切な開催を図られたい。

参考

○○川流域治水協議会 規約

（注）あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。

（設置）

第〇条 「○○川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第〇条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、○○川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

（協議会の実施事項）

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 ○○川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

- 1 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（注）協議会の資料、議事、取組状況等については、広く住民等へ周知を図る視点から、各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。

（雑則）

第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第〇条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

国水河計第17号
国水環第27号
国水治第31号
国水下事第20号
国水下流第14号
令和2年6月10日

各都道府県・政令指定都市土木担当部長・下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川計画課長
河川環境課長
治水課長
下水道部
下水道事業課長
流域管理官
(公印省略)

流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであります。さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されています。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要です。

これを踏まえ、国土交通省では、各一級水系において、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進することとしました。

つきましては、本協議会等に参加するなどして、流域治水に取り組まれるようお願いします。また、この旨、貴管内関係市町村にも周知願います。

○地下空間が高度に利用されている地域のうち、水位周知下水道指定地域における浸水被害の報告様式

【様式1】

■水位周知下水道の出水状況

1)現在、内水氾濫危険水位を超えている下水道

都道府県	下水道管理者 (市町村名)	排水区等	浸水が想定される 地下街・地下施設	内水氾濫危険水位の 到達日時

2)内水氾濫危険水位を超えたが現在下回った下水道

都道府県	下水道管理者 (市町村名)	排水区等	浸水が想定される 地下街・地下施設	内水氾濫危険水位の 到達日時

■被害状況

都道府県	下水道管理者 (市町村名)	排水区等	浸水が想定される 地下街・地下施設	浸水家屋数			水位周知下水道施設の 被害状況
				床上 (戸)	床下 (戸)	浸水面積 (約ha)	

※注) 地下街への浸水があった場合は、その被害状況は、別途、被害状況を記入すること。

問合先：水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 森川
代表：03-5253-8111 内線34-314
直通：03-5253-8432

事務連絡
令和2年6月11日

福岡市道路下水道局計画部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

水位周知下水道指定地域における浸水被害の報告について

近年、従来の想定を超える降雨による浸水被害が頻発していることから、想定最大規模の内水に対する避難体制等の充実・強化のため、水位を周知する下水道を指定し、内水による災害の発生を特に警戒すべき水位（内水氾濫危険水位）に達した場合には、内水氾濫危険情報を関係者に通知・周知する水位周知下水道制度を、平成27年の水防法改正で創設しました。

貴市においては、令和2年5月28日に水防法の規定に基づき、水位周知下水道の指定を行ったことから、水位周知下水道指定地域における浸水被害の状況等について必要な内容を把握するため、下記のとおり速やかに報告を行うようお願いします。

記

1. 報告の目的

水位周知下水道指定地域に浸水被害が発生した場合における被害状況及び水位周知下水道の出水状況を把握することを目的として、ご報告をお願いするものです。

2. 報告の内容

別添の【様式1】に必要事項を記入の上、内水氾濫危険水位に到達した場合には、ご報告をお願いします。

3. 報告の項目

1) 水位周知下水道の出水状況

- 報告時点で、内水氾濫危険水位を超えている下水道
都道府県・市町村名、排水区等、浸水が想定される地下街・地下施設、内水氾濫危険水位の到達日時

・内水氾濫危険水位を超えたが報告時点で下回った下水道

- 都道府県・市町村名、排水区等、浸水が想定される地下街・地下施設、内水氾濫危険水位の到達日時

2) 被害状況

- 都道府県・市町村名、排水区等、浸水が想定される地下街・地下施設、
浸水家屋数（床上・床下）、浸水面積、水位周知下水道施設の被害状況
※注) 地下街への浸水があった場合は、その被害状況